

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（概要）

令和 4 年 7 月
自治行政局選挙部政治資金課

1 背景

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号。以下「外弁法」という。）の一部改正により、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という）制度が創設された。

これに伴い、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号。以下「規則」という。）第25条に定める登録政治資金監査人（以下「監査人」という。）名簿への登録事項の改正を行うもの。

2 改正概要

- 規則第25条第3号イにおいて、監査人が弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合には、当該法人の名称及び所属事務所の所在地を登録することとしている。
- 今般の外弁法の改正に伴い、弁護士が設立することができる法人に共同法人が追加されたことから、監査人が共同法人の社員である場合の名簿の登録事項を定めるため、規則第25条第3号イに、共同法人の社員である場合を追加する改正を行う。

3 スケジュール

- 公布日：令和4年7月25日
- 施行日：令和4年11月1日